

○ 特殊地下壕対策事業実施要綱（平成9年4月1日付け9構改D第264号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

| 改<br>正<br>後   | 現<br>行  |
|---|---|
| <p>第1～第5 （略）</p> <p>（事業の調査等）</p> <p>第6 本事業の調査は、第4の(1)のアの場合に限り災害査定官が災害復旧事業の査定の際併せて実施するものとし、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。）はその結果をとりまとめ、箇所別調書（別紙様式第2）を作成し、これを調査終了後、<u>遅滞なく</u>、農林水産大臣に提出するものとする。</p> <p><u>2</u> 第4の(1)のイの場合は、すべて協議を要するものとする。</p> <p>第7～第11 （略）</p> <p>（その他）</p> <p>第12 第4の(1)のイに定める内容の事業の採択期限は、<u>令和8年度</u>までとする。</p> <p>別紙様式第1 （略）</p> | <p>第1～第5 （略）</p> <p>（事業の調査等）</p> <p>第6</p> <p><u>(1)</u> 本事業の調査は、第4の(1)のアの場合に限り災害査定官が災害復旧事業の査定の際併せて実施するものとし、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。）はその結果をとりまとめ、箇所別調書（別紙様式第2）を作成し、これを調査終了後<u>15日以内</u>に農林水産大臣に提出するものとする。</p> <p><u>(2)</u> 第4の(1)のイの場合は、すべて協議を要するものとする。</p> <p>第7～第11 （略）</p> <p>（その他）</p> <p>第12 第4の(1)のイに定める内容の事業の採択期限は、<u>令和3年度</u>までとする。</p> <p>別紙様式第1 （略）</p> |

別紙様式第2 (要綱第6関係)

特殊地下壕対策事業箇所別調査

| 都道府県名 |    | 市町村名 |    |   | 災害名及び被災年月日 |     | 農地等の被害額 |    |    | 千円               |     |    | 調査官<br>立会官 |    | 氏名               |     |
|-------|----|------|----|---|------------|-----|---------|----|----|------------------|-----|----|------------|----|------------------|-----|
| 番号    |    | 所在地  |    |   | 申請         |     |         | 調査 |    |                  | 備考  |    |            |    |                  |     |
| 地区    | 箇所 | 郡市   | 町村 | 字 | 事業主体       | 被害額 | 種別      | 数量 | 金額 | うち<br>未成<br>(転属) | 差引額 | 種別 | 数量         | 金額 | うち<br>未成<br>(転属) | 差引額 |
|       |    |      |    |   |            |     |         |    | 千円 | 千円               | 千円  |    |            | 千円 | 千円               | 千円  |

- 注 1. うち未成、うち転属額(農地農業用施設災害復旧事業査定要領(昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農地局長通達)第6の規定に準ずる。)については備考欄に前災の年災、箇所番号を記入する。  
 2. 意見不一致となった箇所は仮調査額を計上し、備考欄に「仮調査額」と記入し、意見不一致となった理由を明記する。  
 3. 意見不一致となった箇所については箇所別調査の他に協議に必要な資料を提出するものとする。  
 4. 調査の金額欄、うち未成(転属)欄、差引額欄に上段( )書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

別表 (略)

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式第2 (要綱第6関係)

特殊地下壕対策事業箇所別調査

| 都道府県名 |    | 市町村名 |    |   | 災害名及び被災年月日 |     | 農地等の被害額 |    |    | 千円               |     |    | 調査官<br>立会官 |    | 氏名               |     |
|-------|----|------|----|---|------------|-----|---------|----|----|------------------|-----|----|------------|----|------------------|-----|
| 番号    |    | 所在地  |    |   | 申請         |     |         | 調査 |    |                  | 備考  |    |            |    |                  |     |
| 地区    | 箇所 | 郡市   | 町村 | 字 | 事業主体       | 被害額 | 種別      | 数量 | 金額 | うち<br>未成<br>(転属) | 差引額 | 種別 | 数量         | 金額 | うち<br>未成<br>(転属) | 差引額 |
|       |    |      |    |   |            |     |         |    |    |                  |     |    |            |    |                  |     |

- 注 1. うち未成、うち転属額(農地農業用施設災害復旧事業査定要領(昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農地局長通達)第6の規定に準ずる。)については( )内書きで記入し、備考欄に前災の年災、箇所番号を記入する。  
 2. 意見不一致となった箇所は仮調査額を計上し、備考欄に「仮調査額」と記入し、意見不一致となった理由を明記する。  
 3. 意見不一致となった箇所については箇所別調査の他に協議に必要な資料を提出するものとする。  
 (新設)

別表 (略)